



事 務 連 絡

平成17年6月15日

社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局 自動車交通部
旅客第二課長

一般旅客自動車運送事業における事業許可と運賃認可申請の同時審査について

標記について、平成17年3月31日付けで事務連絡を發出し、平成17年4月1日以降の申請において、同時に受け付け、審査することとしたところであるが、貴協会の報告を踏まえて、今般、運賃認可申請の時期を「法令・地理試験合格発表後」としたので、了知するとともに傘下会員に対し、周知徹底を図られたい。





平成17年 4月 7日

社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局 自動車交通部
旅客第二課長

一般旅客自動車運送事業における事業許可申請と運賃認可申請の同時審査について

標記について、従来は、一般旅客自動車運送事業の許可取得後に運賃認可申請を受け付け、審査を行っているところであるが、平成17年4月1日以降の申請については、許可申請と同時に運賃認可申請を受け付け、審査を行うこととしました。

特に一人一車制個人タクシー事業については、申請者の負担の軽減及び事務処理のより効率化を図るため、例えば、法令、地理試験合格発表後に運賃等の認可申請を行うことを可能とすることを勘案して、「一般乗用旅客自動車運送事業にあつては、事業許可処分の前でも可とする。」としたところであります。

つきましては、上記内容を各都県協会に周知するとともに、運賃認可申請の時期等について、意見をとりまとめるうえ、旅客第二課調査運賃係まで報告いただきたい。

なお、上記内容については、管内運輸支局担当課長あてに平成17年3月31日付けで事務連絡を発出しているため、参考に添付します。

事務連絡
平成17年3月31日

管内各運輸支局（企画）輸送課長 あて

関東運輸局自動車交通部
旅客第一課長
旅客第二課長

一般旅客自動車運送事業における事業許可申請と運賃認可申請の同時審査について

1. 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の上限の認可及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可（以下単に「運賃等の認可」という。）については、事業を行おうとする者が一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得したのちに改めて申請を受け付け、審査を行っているところであるが、業務の簡素化等の観点から、平成17年4月1日以降に申請が行われるものについては、運賃等の認可申請を各事業の許可申請と同時（一般乗用旅客自動車運送事業にあっては、事業許可処分の前でも可とする）に受け付け、審査を行うこととするので、了知の上事務処理に遺漏なきを期されたい。
2. 従来は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可について標準処理期間3ヶ月、事業許可後にさらに運賃等の認可について標準処理期間3ヶ月となっており、事業を行おうとする者が事業を開始するまでに最低6ヶ月を要するというのが標準的な形であったが、1. のような取扱いを行うことにより、事業許可と運賃等の認可を一体的に標準処理期間3ヶ月として取り扱うこととなり、事業を行おうとする者が事業を開始するまでの標準的期間が半減されるということとなるので念のため申し添える。
3. なお、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可及び運賃等の認可に係る標準処理期間を一体的に設定することについては、追って本省より通達が発出される見込みであるので、あわせて了知ありたい（本省通達は平成17年5月1日以降に申請が行われるものに係るものとなる見込みであるが、本事務連絡をもって本省通達に先行して一体的な標準処理期間により処理するものとする）。